指定管理者協定書一式

・仮基本協定書

・年度協定書

福井市自然史博物館分館の

管理運営に関する仮基本協定書（案）

目　次

第１章　総　則

第１条　　（趣旨） ・・・・・・・・・・ 1

第２条　　（信義誠実の原則） ・・・・・・・・・・ 1

第３条　　（用語の定義） ・・・・・・・・・・ 1

第４条　　（管理物件） ・・・・・・・・・・ 1

第５条　　（指定期間） ・・・・・・・・・・ 1

第２章　業務の範囲とリスク分担

第６条　　（業務の範囲） ・・・・・・・・・・ 2

第７条　　（市が行う業務の範囲） ・・・・・・・・・・ 2

第８条　　（リスク分担） ・・・・・・・・・・ 2

第９条　　（仕様書の変更） ・・・・・・・・・・ 2

第１０条　（業務範囲の変更） ・・・・・・・・・・ 3

第３章　業務の実施

第１１条　（業務の実施） ・・・・・・・・・・ 3

第１２条　（開業準備） ・・・・・・・・・・ 3

第１３条　（第三者による実施） ・・・・・・・・・・ 3

第１４条　（管理施設の維持保全） ・・・・・・・・・・ 4

第１５条　（市による備品等の貸与） ・・・・・・・・・・ 4

第１６条　（指定管理者による備品等の購入等） ・・・・・・・・・・ 4

第１７条　（管理物件の損等） ・・・・・・・・・・ 4

第１８条　（緊急時の対応） ・・・・・・・・・・ 5

第１９条　（情報管理） ・・・・・・・・・・ 5

第４章　業務実施に係る市の確認事項

第２０条　（事業計画書等） ・・・・・・・・・・ 5

第２１条　（事業報告書） ・・・・・・・・・・ 6

第２２条　（業務報告書） ・・・・・・・・・・ 6

第２３条　（要求基準） ・・・・・・・・・・ 6

第２４条　（市による業務実施状況の確認） ・・・・・・・・・・ 6

第２５条　（第三者機関による業務実施状況の確認） ・・・・・・・・・・ 7

第２６条　（市による業務の改善指示） ・・・・・・・・・・ 7

第５章　指定管理料及び利用料金

第２７条　（指定管理料の支払い） ・・・・・・・・・・ 7

第２８条　（利用料金） ・・・・・・・・・・ 7

第２９条　（利用料金の額の変更） ・・・・・・・・・・ 8

第６章　損害賠償及び不可抗力

第３０条　（損害賠償等） ・・・・・・・・・・ 8

第３１条　（第三者への賠償） ・・・・・・・・・・ 8

第３２条　（不可抗力発生時の対応） ・・・・・・・・・・ 8

第３３条　（不可抗力によって発生した費用等の負担） ・・・・・・・・・・ 9

第３４条　（不可抗力による一部の業務実施の免除） ・・・・・・・・・・ 9

第７章　指定期間の満了

第３５条　（業務の引継ぎ等） ・・・・・・・・・・ 9

第３６条　（原状回復義務） ・・・・・・・・・・ 9

第３７条　（備品等の扱い） ・・・・・・・・・・ 9

第８章　指定期間満了以前の指定の取消し等

第３８条　（市による指定の取消し） ・・・・・・・・・・10

第３９条　（指定管理者による指定の取消しの申出） ・・・・・・・・・・11

第４０条　（不可抗力による指定の取消し） ・・・・・・・・・・11

第４１条　（指定管理料の精算） ・・・・・・・・・・12

第４２条　（指定期間終了時の取扱い） ・・・・・・・・・・12

第９章　その他

第４３条　（指定管理者の構成員の変更） ・・・・・・・・・・12

第４４条　（権利・義務の譲渡の禁止） ・・・・・・・・・・12

第４５条　（自主事業の実施） ・・・・・・・・・・12

第４６条　（請求、通知等の様式その他） ・・・・・・・・・・12

第４７条　（基本協定の変更） ・・・・・・・・・・13

第４８条　（公の施設の廃止） ・・・・・・・・・・13

第４９条　（解　釈） ・・・・・・・・・・13

第５０条　（費用の負担） ・・・・・・・・・・13

第５１条　（疑義についての協議） ・・・・・・・・・・13

第５２条　（裁判管轄） ・・・・・・・・・・13

福井市自然史博物館分館の管理に関する仮基本協定書

福井市（以下「市」という。）と〇〇〇〇（以下「指定管理者」という。）とは、次のとおり、福井市自然史博物館分館（以下「本施設」という。）の管理運営に関し、次のとおり仮基本協定を締結する。

第１章　総　則

（趣旨）

第１条　この仮基本協定は、市と指定管理者が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めるものとする。

２　この仮基本協定は、福井市議会令和７年１２月定例会での本施設の指定管理者としての指定議案の可決を得て、市が別途行う通知により基本協定として成立するものとする。なお、市は、指定の議決を得た後、速やかに指定管理者に対し、同通知を送付しなければならない。

３　前項の議会開会中に指定議案の可決が得られない場合には、仮基本協定は無効となる。その場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

（信義誠実の原則）

第２条　市及び指定管理者は、互いに協力し信義を重んじ、基本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第３条　基本協定書で用いる用語の定義は、別紙１のとおりとする。

（管理物件）

第４条　業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理備品からなる。管理施設及び管理備品の内容は、別紙２のとおりとする。

２　指定管理者は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理するとともに、常に良好な状態に保たなければならない。

（指定期間）

第５条　本施設の管理を行う期間は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までとする。

２　業務に係る事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

第２章　業務の範囲とリスク分担

（業務の範囲）

第６条　福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例（平成２４年福井市条例第４号）（以下「条例」という。）第１６条に規定する業務の範囲は、次のとおりとする。

　(1) 学芸業務

　　①調査研究業務

　　②展示業務

　　③ドームシアター投映業務

　　④教育普及業務

　(2) にぎわい創出及び広域的観光誘客業務

　(3) 来館者おもてなしサービス業務

　(4) 施設等の利用促進に係る業務（営業・貸館事業をはじめとする施設利用全般）

　　①施設等の利用に係る案内

②施設等の利用受付

③施設等の利用料金の収受等

④利用促進に係る広報・営業業務

　(5) 施設等の維持管理業務

　(6) 施設運営に関する業務

(7) 引継ぎ

　(8) その他業務

２　前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

（市が行う業務の範囲）

第７条　次の業務については、市が自らの責任と費用において実施するものとする。

(1) 不服申立てに対する決定

(2) 本施設の目的外使用許可

(3) 管理施設の修繕業務の一部（詳細については第１４条第１項を参照のこと。）

（リスク分担）

第８条　業務を行うにあたり、想定される主なリスクとその分担については、別紙３「リスク分担表」によるものとする。ただし、リスク分担表に記載のない事項及び不明な事項については、市と指定管理者の協議で決定するものとする。

（仕様書の変更）

第９条　仕様書の内容変更については、管理運営に多大な影響を与えない範囲において、市と指定管理者との協議の上、行うことができることとし、変更について双方が合意した場合は、仕様書を変更するものとする。

２　仕様書の内容変更が、管理運営に多大な影響を及ぼすと想定される場合は、指定管理者の再選定となるため、基本協定の指定期間を繰り上げて、解除するものとする。解除に伴い発生する損害賠償等については、市と指定管理者で協議するものとする。

（業務範囲の変更）

第１０条　市又は指定管理者は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第６条で定めた業務の範囲の変更を求めることができる。

２　市又は指定管理者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。なお、業務範囲の変更により、仕様書の変更を伴う場合は、前条に基づき、協議を行うものとする。

３　業務範囲の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第３章　業務の実施

（業務の実施）

第１１条　指定管理者は、基本協定書、年度協定書、条例及び関係法令等並びに募集要項等及び事業計画書に従って業務を実施するものとする。

２　基本協定書、募集要項等又は事業計画書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本協定書、募集要項等、事業計画書の順にその解釈が優先するものとする。

３　前項の規定にかかわらず、事業計画書において、基本協定書又は募集要項等を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書に示された水準で優先度を判断するものとする。

（開業準備）

第１２条　指定管理者は、第５条の指定期間前に、業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

２　指定管理者は、令和８年４月１日以降、第６条に掲げた業務に支障がでないよう、事前に、福井市自然史博物館分館運営グループから業務等の引継ぎを受けなければならない。なお、業務等の引継ぎを行う際は、必要に応じて市も立ち会うものとする。

３　市は、指定管理者が前項の引継ぎを円滑に行えるよう、速やかに福井市自然史博物館分館運営グループから提出された引継書を指定管理者に引き渡すものとする。

（第三者による実施）

第１３条　指定管理者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、主たる業務を除いた業務については、あらかじめ市の承認を受けた上で、第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

２　前項の承認を受けて、指定管理者が業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、指定管理者の責任及び費用において行うものとする。また、業務に関して第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、指定管理者が負担するものとする。

（管理施設の維持保全）

第１４条　管理施設の改造、増築、改築及び大規模修繕については、市の負担と責任において実施するものとする。

２　管理施設の補修・修繕については、仕様書に定めるとおりとする。なお、指定期間内に市が所有する設備及び備品等について、補修・修繕を要すると判断した場合には、事前に市と協議をし、指定管理者において補修・修繕を実施するに至った場合は、必要に応じて市に帰属するよう手続きを行うものとする。

（市による備品等の貸与）

第１５条　市は、別紙２に示す備品等（以下「備品等（Ⅰ種）」という。）を、無償で指定管理者に貸与する。

２　指定管理者は、指定期間中、備品等（Ⅰ種）を常に良好な状態に保つものとする。

３　備品等（Ⅰ種）が経年劣化等により業務実施の用に供することができなくなった場合、市は、指定管理者との協議により、必要に応じて市又は指定管理者の負担で当該備品等を調達するものとする。なお、指定期間内に指定管理者の負担で調達するとした備品等（Ⅰ種）については、前述の協議の中で、市に帰属することを確認の上、市へ帰属する手続きを行うものとする。

（指定管理者による備品等の購入等）

第１６条　指定管理者は、指定管理者の任意により備品等を購入し、又は調達し、業務実施のために供することができるものとする。（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）

（管理物件の損等）

第１７条　指定管理者は、管理物件が滅失し、又は損したときは、直ちにその旨を市に報告しなければならない。

２　指定管理者は、前項に規定する滅失又は損が、自己の責めに帰すべき事由による場合は、指定管理者の負担で速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

３　第１項に規定する滅失又は損が、利用者の責めに帰すべき事由による場合は、市及び指定管理者は、利用者に対し、速やかに原状に回復する費用の負担又はその損害の賠償を求める。その場合、指定管理者は、利用者に対して、事前にその旨を明示しておかなければならない。

（緊急時の対応）

第１８条　指定期間中、業務の実施に関する事故や災害等の緊急事態が発生したときは、指定管理者は速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を通報しなければならない。

２　事故等が発生した場合、指定管理者は市と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

（情報管理）

第１９条　指定管理者又は業務の一部に従事する者は、業務の実施に伴い知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を解除若しくは取り消された後においても同様とする。

２　指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５７号）の規定を準拠するとともに、福井市個人情報保護条例（平成１４年福井市条例第２５号）及び別紙４の個人情報保護特記事項の規定に基づき、業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失、損等の事故の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第４章　業務実施に係る市の確認事項

（事業計画書等）

第２０条　指定管理者は、次年度以降の業務実施に際し、次の各号に掲げる書類を作成し、市へ提出した上で、市の確認を得なければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支計画書

(3) その他、市が必要と認める書類

２　前項の書類は、管理を予定している年度の前年度の１０月末までに市に提出するものとする。

３　市は、第１項の規定により提出された事業計画書等について変更の必要があると認めるときは、指定管理者に対してその変更を指示することができる。

４　指定管理者は、第１項の規定により提出した事業計画書等をその年度内に変更しようとするときは、市との協議により決定するものとする。

（事業報告書等）

第２１条　指定管理者は、業務に関し、仕様書に定める期間内に、博物館要覧及び事業報告書を提出しなければならない。博物館要覧及び事業報告書に記載する内容については、仕様書のとおりとする。

２　指定管理者は、第３８条から第４０条までの規定により年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して２か月以内に、当該年度の当該日までの間の事業報告書を市に提出しなければならない。

３　市は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に対して説明を求めることができる。

（業務報告書）

第２２条　指定管理者は、業務に関する報告書（以下、「業務報告書」という。）を、市が指定する期日までに提出しなければならない。業務報告書に記載する内容は、仕様書のとおりとする。

２　市は、必要があると認めるときは、業務報告書の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に対して説明を求めることができる。

　（要求基準）

第２３条　指定管理者は、業務を行うにあたり、次の基準を満たすこと。

年間施設利用者数　　９万人以上※

※年間施設利用者数とは、本業務及び自主事業の参加者数の合計とする。

（市による業務実施状況の確認）

第２４条　市は第２１条に基づく事業報告書及び第２２条に基づく業務報告書その他指定管理者から提出された報告書等（以下、「事業報告書等」という。）に基づき、指定管理者が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

２　市は、前項における確認のほか、指定管理者による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、管理物件へ立ち入ることができる。また、市は、指定管理者に対して業務の実施状況や管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

３　指定管理者は、市から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

（第三者機関による業務実施状況の確認）

第２５条　市は、指定管理者が提出した事業報告書等に基づき、指定管理者が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を第三者機関に行わせることができる。

２　前条第２項及び第３項の規定は、前項の規定により第三者機関に確認を行わせる場合に、これを準用する。

（市による業務の改善指示）

第２６条　第２４条及び前条による確認の結果、指定管理者による業務実施が仕様書等、市が示した条件を満たしていないと判断した場合は、市は、指定管理者に対して業務の改善を指示するものとする。

２　指定管理者は、前項に定める改善指示を受けた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

第５章　指定管理料及び利用料金

（指定管理料の支払い）

第２７条　市が指定管理者に支払う指定期間中の指定管理料は、○○○○円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とする。

２　市が指定管理者に対して支払う年度ごとの指定管理料の詳細については、別途締結する年度協定書により定めるものとする。

３　協定書で定めた指定管理料は、当該年度における管理運営に要した経費及び利用料金その他の収入に増減があっても、増額又は減額しないものとする。ただし、当初に指定管理者から提出された収支予算書が妥当であるにもかかわらず、物価の急激な変動等により、経費の増減があった場合は、市と指定管理者とで協議の上、指定管理料を増減できるものとする。

４　指定管理者が負担するべき施設等の補修・修繕費用について、仕様書に定める額に満たなかった場合には、前項の規定は適用しない。

５　国や県の施策変更に伴い生じた経費等の増減については、市と指定管理者で協議し、対応を検討するものとする。

（利用料金）

第２８条　指定管理者は、本施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受し、これを指定管理者の収入とする。

２　指定管理者の収入となる利用料金は、指定期間中の利用に係る利用料金のみとする。

３　前項の規定にかかわらず、回数券等の取り扱いについては、仕様書に定めるとおりとする。

４　指定管理者は、条例に定める額の範囲内において、あらかじめ市の承認を受けて利用料金の額を定める。

５　指定管理者は、利用料金による収入については、管理業務を遂行するために必要と認められる経費に充当する。

６　指定管理者は、災害その他不可抗力により本施設を利用できない場合を除き、一旦納付された利用料金は、利用者に還付しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、市の承認を得て、利用料金を還付することができるものとする。

７　指定管理者は、利用料金の額、支払方法等について、利用者への十分な周知に努めなければならない。

（利用料金の額の変更）

第２９条　指定管理者は、前条第２項の利用料金の額を変更しようとするときは、額を変更しようとする日の３か月前までに、市の承認を得なければならない。

第６章　損害賠償及び不可抗力

（損害賠償等）

第３０条　指定管理者は、業務の実施にあたり、指定管理者の責めに帰すべき事由により市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市が特別の事情があると認めたときは、市は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

（第三者への賠償）

第３１条　指定管理者は、業務の実施にあたり、指定管理者の責めに帰すべき事由により施設の利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。

２　前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、市がその損害を賠償したときは、市は指定管理者に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

（不可抗力発生時の対応）

第３２条　不可抗力の発生により施設等に損害・損失及び追加費用が発生した場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、その被害を最小限にするよう努力しなければならない。

（不可抗力によって発生した費用等の負担）

第３３条　不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害・損失や追加費用が発生した場合、指定管理者は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって市に通知するものとする。

２　市は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で、市と指定管理者の協議を行い、別紙３のリスク分担表に基づき、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

（不可抗力による一部の業務実施の免除）

第３４条　前条第２項に定める協議の結果、不可抗力の発生により業務の一部が実施できなくなったと認められた場合、指定管理者は、不可抗力により影響を受ける限度において基本協定書に定める義務を免れるものとする。

２　指定管理者が不可抗力により業務の一部が実施できなかった場合、市は、指定管理者との協議の上、指定管理者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第７章　指定期間の満了

（業務の引継ぎ等）

第３５条　指定管理者は、指定期間満了後、施設の運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、市又は市が指定した者に対して、業務の引継ぎ等を行わなければならない。ただし、指定管理者が、引続き本施設の指定管理者となる場合はこの限りでない。

（原状回復義務）

第３６条　指定管理者は、指定期間満了後、引続き本施設の指定管理者として指定されなかったとき、又は指定期間内に指定管理者の指定を解除若しくは取り消されたときは、管理物件を市の指定する期日までに原状を回復した上で市に引き渡さなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、市が認めた場合には、指定管理者は管理物件の原状回復は行わず、別途市が定める状態で市に引き渡すことができるものとする。

（備品等の扱い）

第３７条　基本協定の終了に際し、備品等の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 備品等（Ⅰ種）については、指定管理者は、市又は市が指定する者に対して引き継がなければならない。

(2) 備品等（Ⅱ種）については、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、市と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は、引継ぐ備品等を指定した上で、市又は市が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。その際、市は、指定管理者に対して、引継がれた備品等が市に帰属することを確認し、市は引き継がれた備品等を市の所有物とする手続きを行うこととする。

第８章　指定期間満了以前の指定の取消し等

（市による指定の取消し）

第３８条　市は、条例第２０条の規定により、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取消すこと、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

(1) 業務に際し不正行為があったとき。

(2) 指定管理者が提出した書類の内容に虚偽があったとき、又は正当な理由なく提出すべき書類の提出を拒んだとき。

(3) 指定管理者が正当な理由なく第２４条及び２５条の規定による調査を拒んだとき。

(4) 指定管理者が第２６条の規定による市の改善指示に従わないとき、又は従う見込みがないと市が判断したとき。

(5) 指定管理者が、関係法令、条例及び規則又は基本協定書及び年度協定書の規定に違反したとき。

(6) 指定管理者が、自己の責めに帰すべき事由により、基本協定書又は年度協定書に規定する事項を履行しないとき、又は履行できる見込みがないと認められるとき。

(7) 自己の責めに帰すべき事由により指定管理者から指定取消しの申出があったとき。

(8) 「指定管理者からの暴力団排除等に関する合意書」に基づく回答又は通報により、指定管理者の役員等（法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあっては代表者及び経営に事実上参加している者。以下同じ。）が以下に該当するとき。

(ｱ) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力団」という。）の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(ｲ) 不正の利益を図る等の目的により、暴力団又は暴力団関係者を使用したと認められるとき。

(ｳ) いかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき、又は暴力団若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるような密接な関係を有していると認められるとき。

(9) 前号のほか、指定管理者が募集要項に規定した応募資格を満たさなくなったとき、又は募集要項に規定した欠格事項に該当することとなったとき。

(10) 株式の過半数の譲渡、合併、営業譲渡等がなされて、指定管理者の実質上の経営者が変わったとき、又は重大な組織変更があったとき。

(11) その他、指定管理者が当該施設の管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

２　市は、前項に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を指定管理者に通知した上で、次の事項について指定管理者と協議を行わなければならない。

(1) 指定取消しの理由

(2) 指定取消しの要否

(3) 指定管理者による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定

(4) その他必要な事項

３　第１項第１号から第９号及び第１１号の規定により指定を取り消された場合においては、指定管理者は、取り消された年度における年度協定書に規定された指定管理料の１０分の１に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。

４　前項の規定は、市に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、市がその超える分について指定管理者に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

５　第１項の規定により指定を取り消した場合又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害・損失や追加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

（指定管理者による指定の取消しの申出）

第３９条　指定管理者は、次に掲げるいずれかに該当するときは、市に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

(1) 市の責めに帰すべき事由により指定管理者が損害又は損失を被ったとき。

(2) その他、指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者が指定の取消しを希望するとき。

２　市は、前項の申出を受けた場合、指定管理者との協議を経てその処置を決定するものとする。

（不可抗力による指定の取消し）

第４０条　不可抗力の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合は、市と指定管理者は、業務の継続の可否について協議するものとする。

２　協議の結果、やむを得ないと判断された場合、市は指定の取消しを行うものとする。

３　前項の規定により指定を取り消した場合において、指定管理者に発生する損害・損失及び追加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として市と指定管理者の協議により決定するものとする。

（指定管理料の精算）

第４１条　指定管理者は、第３８条から前条までの規定により指定を取り消されたとき、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、市の請求により指定管理料の精算を行うものとする。

（指定期間終了時の取扱い）

第４２条　第３５条から第３７条までの規定は、第３８条から第４０条までの規定により基本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、市及び指定管理者が合意した場合は、この限りでない。

第９章 その他

（指定管理者の構成員の変更）

第４３条　指定管理者は、やむをえない事由によりその構成員を変更しようとする場合、市に対して構成員の変更を申し出なければならない。

２　市は、前項の申出を受けた場合、指定管理者との協議を経てその処置を決定するものとする。

（権利・義務の譲渡の禁止）

第４４条　指定管理者は、基本協定によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前に市の承認を受けた場合は、この限りでない。

（自主事業の実施）

第４５条　指定管理者は、本施設の設置目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

２　指定管理者は、自主事業の実施に際しては、あらかじめ市に対して別途自主事業実施計画書を提出し、事前に市の承認を受けるものとする。その際、市と指定管理者は必要に応じて協議を行うものとする。

（請求、通知等の様式その他）

第４６条　基本協定に関する市及び指定管理者の間の請求、通知、申出、報告、承認及び解除は、基本協定書に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

（基本協定の変更）

第４７条　業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、市及び指定管理者の協議の上、基本協定書を変更することができるものとする。

（公の施設の廃止等）

第４８条　市は、本協定にかかわらず、管理施設について、休止又は公の施設を廃止することができる。

２　前項の休止又は公の施設の廃止により、指定管理者に発生する損害・損失及び追加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として市と指定管理者の協議により決定するものとする。

（解 釈）

第４９条　市が基本協定書の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、市が指定管理者の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

（費用の負担）

第５０条　基本協定書作成に要する収入印紙は、指定管理者の負担とする。

２　市は、基本協定書が収入印紙を要する書類か否かを、管轄の福井税務署に提示し、判断を仰がなければならない。

（疑義についての協議）

第５１条　基本協定書の各条項等の解釈について生じた疑義又は基本協定書に特別の定めのない事項については、その都度、市及び指定管理者の協議の上、これを定めるものとする。

（裁判管轄）

第５２条　基本協定に関して訴訟等が生じたときは、福井地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

　基本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、市及び指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各１通を所持する。

令和○年○月○日

福井市 福井市大手３丁目１０番１号

福井市長　西　行　　茂

指定管理者 福井市○○○丁目○番○号

代表取締役社長　○　○　　○　○

（以下、共同事業体の場合）

共同事業体の名称　　〇〇〇〇〇〇

代表者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

構成企業

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(仕様書を添付)

別紙１　用語の定義

(1) 「仕様書」とは、福井市自然史博物館分館指定管理者募集要項に示された業務に係る仕様書をいう。

(2) 「申請書」とは、本施設の指定管理者の公募にあたり、指定管理者が提出した指定管理者指定申請書、事業計画書、収支計画書等をいう。

(3) 「事業計画書」とは、指定管理者から提出された、募集時及び次年度の事業が開始される前までの、毎年度提出される単年度ごとの計画書をいう。

(4) 「年度協定書」とは、基本協定書第27条の規定に基づき、市と指定管理者が指定期間中に毎年締結する協定書をいう。

(5) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、その他市及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。

(6) 「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規程を言う。

(7) 「募集要項」とは、福井市自然史博物館分館指定管理者募集要項、募集要項添付資料（仕様書を含む。）及びそれらに係る質問回答をいう。

(8) 「修繕」とは、備品の修繕、部品の取替えのための費用で、維持管理、現状復旧を目的とするものを言う。

別紙２　管理物件

(1) 管理施設

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | 福井市自然史博物館分館 |
| 所在地 | 福井市中央１丁目２番１号 |
| 施設概要 | ・床 面 積　　１８３７．７０㎡  ・施設内容 　展示室、ドームシアター、多目的室、エントランス、ミュージアムショップ、シアター工房、事務室、会議室、授乳室兼救護室、倉庫 |

(2) 管理備品

・備品等（I種）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用場所 | | 品名 | | 規格等 |
| 受付・  エントランス | | 椅子 | | 回転椅子×2 |
| 棚 | | 陳列棚（壁面）、陳列棚（中央両面）、回転什器 |
| 電子機器 | | レジスター（東芝テックFS770）×2、  デジタルサイネージ（160cm） |
| その他備品 | | ベルトパーティション×10、壁掛時計 |
| 展示室 | 常設展示室 | 椅子 | | 長椅子（ベンチ・ロビー用） |
| シアター  工房 | 撮影機器 | 全天周 | PIXPRO SP360×2、THETA-S×10、GoPro HERO4 |
| デジタル一眼 | EOS　5Ds×2 |
| 光学機器アクセサリー | | 広角・望遠・魚眼カメラレンズ(Canon)、レンズ防水ケース×2、カメラ収納ケース、シャッターリモコン、雲台×4、一脚×2、三脚×2 |
| 双眼鏡 | | 双眼鏡(10×30)×15 |
| 椅子・テーブル | | 回転椅子×6、長机 |
| 棚 | | カメラ用大型防湿庫、収納庫×2 |
| 電子機器 | | 映像編集用パソコン×2、モニター、プリンター・スキャナ（A3）、スピーカー（編集用リプロデューサー）、ペンタブ、外付けHDD×2 |
| その他備品 | | 壁掛時計 |
| 多目的室  （企画・  特別展示室） | 椅子・テーブル | | 丸スツール、折り畳み長机、ひょうたん型テーブル |
| その他諸室内備品 | | シート・マット（アーチ型）、演台、壁掛時計 |
| 展示用品 | | キャスターパネル、ポスターパネル |
| 子供用遊具 | | ウレタンベンチ、ソフトブロック遊具、  丸カーペット、 |
| 棚 | | 雑誌架、物品棚、パンフスタンド、収納棚、衣類ハンガー |
| ドーム  シアター | 座席フロア | 音響 | | マイク（スピーチ・ボーカル、楽器用）、コンデンサーマイク（楽器用）、マイクスタンド（正立、ショートブーム）、ステージスピーカーYAMAHA DBR10 |
| コンソール | 椅子 | | 回転椅子 |
| 電子機器類備品 | | モニター遮光カバー、レーザーポインタ、メンテナンス工具　HOZAN S-7 |
| 電子機器 | | プラスワンＰＪ用パソコン、モニター、iPad |
| 音響 | | ヘッドセット、備付マイク |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 授乳室 | 椅子 | 授乳用ソファ |
| 保育用品 | おむつ交換台、おむつ用ダストボックス |
| ボランティア室 | 椅子・テーブル | 折り畳み椅子×8、長机×2 |
| 棚 | オープンラック×2、ロッカー×2 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事務室 | 椅子・テーブル | | オフィスデスク×14、長机、椅子×22 |
| 棚 | | 収納棚×8、CDラック、書棚×2、テレビ架台、  更衣室用ロッカー |
| 事務用品 | 文具 | ステープラー、テプラ |
| 裁断機 | ペーパーカッター、シュレッダー |
| 電子機器 | | ノートパソコン×3、FAX付複合機、  プリンター（カラー）、iPadAir2（空調管理用）、  テレビ（40inch）、BDレコーダー×2、  デジタルカメラニコンクールピクスs3700 |
| その他備品 | | 壁掛時計、ホワイトボード、  金庫（ダイヤルロック式）、掃除機 |
| 会議室 | 椅子・テーブル | | 折り畳み椅子×6、折り畳み長机×3 |
| 棚 | | 食器棚 |
| その他備品 | | 冷蔵庫(146L)、壁掛時計 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 倉庫 | 椅子 | 折り畳み椅子 |
| 棚 | スチールオープンラック×4、書類保管庫、展示台 |
| スクリーン・プロジェクター | 移動用自立スクリーン×2、ホームプロジェクター、プロジェクター架台 |
| その他備品 | パネルスクリーン（仕切り）、ベルトパーティション×16、脚立×2、バッテリー式高所作業台、傘立×2、傘袋スタンド、台車×3、もうせん、高座、缶バッジマシーン、ガチャマシーン（カプセルステーション GM-S046）、ケルヒャー掃除機、 |
| 教材用品 | 太陽系模型、火星儀、地球儀、天球儀、三球儀 |
| 光学機器  アクセサリー | 光害カットフィルター、レデューサー、バローレンズ、太陽投影板×3、カメラアダプター×2、赤道儀ケース、赤道儀、接眼レンズ（4mm×2、6mm、9mm×2、12mm×2、25mm×2、LV8～24mm×2）、ポータブル電源×2 |
| 望遠鏡・双眼鏡 | ビクセンSXP-ED115S-S（屈折・三脚付）×3、ビクセンAXD-VNC260L（反射・三脚）、ソーラースコープ（ライテック　トラベラー）、太陽望遠鏡（経緯台、三脚セット）LS60THa/PT/B1200、双眼鏡（経緯台、三脚セット）　ビクセンアークBR20×80WP |
| 音響 | ポータブルＰＡ（ミキサー）、CDプレーヤー、拡声器、ポータブルワイヤレスアンプ、 |
| 照明 | スポットライト×2 |

別紙３　　リスク分担表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | | 内容 | | 負担者 | |
| 市 | 指定  管理者 |
| 書  類 | 作成書類の  瑕疵 | 募集要項等市が作成した書類の瑕疵によるもの | | ● |  |
| 指定管理者が作成した書類等の瑕疵によるもの | |  | ● |
| 制  度 | 法令の変更 | 施設管理・運営に影響を及ぼす法令の変更 | | ● |  |
| 税制度の変更 | 施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更（消費税等） | | ● |  |
| 一般的な税制変更（法人税等） | |  | ● |
| 施  設  維  持  管  理 | 金利変動 | 金利の変動に伴う経費の増加 | |  | ● |
| 物価変動 | 人件費・物品等の物価変動に伴う経費の増加 | |  | ● |
| 需要変動 | 当初の需要見込みと実際の需要に差異が生じたことによる損失 | |  | ● |
| 施設・設備の破損 | 指定管理者の管理上の瑕疵によるもの | |  | ● |
| 施設・設備の設計・構造上の原因によるもの | | ● |  |
| それ以外のもの | １件あたり６０万円以下で年間２００万円以内の修繕 |  | ● |
| １件あたり６０万円を超えるもの及び年間２００万円を超える分の修繕 | ● |  |
| 市の事情による事業変更 | 市の事情により、施設管理・運営業務の継続に支障が生じた場合、または指定管理業務の内容変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の当該事情による増加経費負担 | | ● |  |
| 臨時休館による損失 | 指定管理者の管理上の瑕疵による臨時休館等に伴う損失 | |  | ● |
| セキュリティ | 指定管理者の警備不備による情報漏洩、犯罪発生等 | |  | ● |
| 上記以外のもの | | ● |  |
| 第三者への賠償 | | 指定管理者の責に帰するもの | |  | ● |
| 上記以外の事由により損害を与えた場合 | | ● |  |
| 不可抗力 | | 暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象に伴う施設、設備の復旧経費及び業務不履行による損害 | | ● |  |
| 事業終了時の費用 | | 指定期間が終了した場合または期間中途で業務を廃止した場合の事業者の撤収費用 | |  | ● |

詳細については、その都度協議します。

別紙４　個人情報保護特記事項

１　指定管理者は、福井市から預託された個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）以下「個人情報保護法」という。）第２条第１項及び第２項に規定する個人情報をいう。）を取り扱う場合には、個人情報保護法を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

２　指定管理者は、この委託業務を再委託先（指定管理者の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委任し、又は請負わせる場合には、事前に福井市の承認を得るとともに、この特記事項に定める、福井市が指定管理者に求めた保有個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再委託先も講ずるように求め、かつ、当該再委託先が約定を遵守するよう書面で義務付けなければならない。承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合も同様とする（以下、承認を得た再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先を「再委託先」という。）

３　指定管理者は、前項の承認を受けようとする場合には、書面をもって福井市に提出しなければならない。福井市は、承認をする場合には、条件を付すことができる。

４　指定管理者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に福井市の承認を得た場合は、この限りでない。

(1) 福井市から預託された保有個人情報を再委託先（前項記載の書面の合意をした再委託先を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

(2) 福井市から預託された保有個人情報について、福井市が示した利用目的（特に明示がない場合は、この契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

(3) この契約に関して自ら収集し、又は作成した個人情報について、福井市が示した利用目的（特に明示がない場合はこの契約の目的）の範囲を超えて使用すること。

５　指定管理者は、この契約において保有個人情報を取り扱う場合には、責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を福井市に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。また、指定管理者は、契約内容の遵守状況及び下請負先（再委託先を含む。）における保有個人情報の取扱い状況について、福井市に定期的に報告しなければならない。

６　福井市は、必要があると認めるときは、所属の職員に、指定管理者（再委託先を含む。）の事務所、事業場等において、個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、指定管理者に対し必要な指示をさせることができる。指定管理者は、福井市からその調査及び指示を受けた場合には、福井市に協力するとともにその指示に従わなければならない。

７　指定管理者は、委託業務の完了又は契約解除等により、保有個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製又は指定管理者自ら収集し作成したものを含む。）が不要になった場合には、速やかに福井市に返却又は破砕、溶解、焼却等の方法により保有個人情報を復元及び判読不能な状態に消去し、又は廃棄し、その旨を書面で福井市に提出しなければならない。ただし、福井市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

８　指定管理者は、福井市から預託された保有個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用その他この特記事項に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、福井市に当該事実が発生した旨並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、福井市から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、指定管理者は当該指示に従うものとする。

９　指定管理者は、福井市から預託された保有個人情報以外に、この契約に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報保護法に基づいて取り扱うこととし、福井市が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。

１０　指定管理者は、指定管理者又は再委託先の責めに帰すべき事由により、この契約に関連する個人情報（福井市から預託された保有個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用その他この特記事項に係る違反等があった場合は、これにより生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。なお、この項その他損害賠償義務を定めるこの契約の規定は、この契約のその他の違反行為（再委託先による違反行為を含む。）に関する指定管理者の損害賠償義務を排除し、又は制限するものではない。

１１　この特記事項の規定は、この契約又は請負業務に関連して指定管理者又は再委託先が福井市から預託され、又は自ら取得した個人情報について、この契約を完了し、又は解除その他の理由によりこの契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

１２　指定管理者は、この委託業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の利用目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

＜年度協定書＞

目　次

第１条　（趣　旨） ・・・・・・・・・・・1

第２条　（協定の期間） ・・・・・・・・・・・1

第３条　（令和〇年度の指定管理料） ・・・・・・・・・・・1

第４条　（疑義についての協議） ・・・・・・・・・・・1

令和〇年度における福井市自然史博物館分館の管理に関する協定書

福井市（以下「市」という。）と〇〇〇〇（以下「指定管理者」という。）とは、次のとおり、福井市自然史博物館分館（以下「本施設」という。）の管理運営に関し、次のとおり年度協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　年度協定書は、本施設の令和〇年度の業務実施にあたり、協定に定めのない事項及び必要な事項について定めるものとする。

（協定の期間）

第２条　年度協定の期間は、令和〇年４月１日から令和〇年３月３１日までとする。

（令和〇年度の指定管理料）

第３条　基本協定書第２７条第２項に基づき、市が指定管理者に支払う令和〇年度の指定管理料は、年額○○○○円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

２　修繕費用については、前項の指定管理料に含むものとし、年額〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限として、実費相当額とする。

３　第１項の指定管理料は原則前払いとし、最後の支払いは、精算払いとする。支払予定日及び支払額内訳は、下表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支払予定日 | 支　払　額 | 備　　　考 |
| 令和〇年〇月〇日 | ○，○○○円 |  |
| 令和〇年〇月〇日 | ○，○○○円 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 | ○，○○○円 |  |

４　指定管理者は、前項の支払を受けるための請求書を、支払予定日の２０日前までに、市に提出するものとする。なお、支払い予定日の２０日までに請求書の提出がなかった場合は、市が請求を受けた日から３０日以内に支払うものとする。

（疑義についての協議）

第４条　年度協定に定めのない事項で必要がある場合及び年度協定について疑義が生じたときは、市と指定管理者で協議を行った上で決定するものとする。

年度協定の成立を証するため、本書２通を作成し、市及び指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各１通を所持する。

令和○年○月○日

福井市 福井市大手３丁目１０番１号

福井市長　西　行　　茂

指定管理者 福井市○○○丁目○番○号

代表取締役社長　○　○　　○　○

（以下、共同事業体の場合）

共同事業体の名称　　〇〇〇〇〇〇

代表者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

構成企業

所在地

商号又は名称

代表者氏名